

〔梅松論〕下五月三年〇建武廿三日戌刻に、雨まじりたる西風少し吹、將軍〇足利御悦有て仰られける

は、此風は天のあたふる物か、はや纜をとくべしと有ければ、或議に云、海上の事、其儀を得ず、異見を申がたし、大船共の船頭を召れて、御尋有べしと有に依て、御座船申崎の船頭、千葉大隅守が舟をぎはしの船頭、大友少貳、長門周防の舟の船頭、拾四人、御前に列して各申けるは、此風は順風なれども、月の出汐に吹替てむかふべきか、出されては若途中にて難義あるべきかと有ければ、爰に上杉伊豆守の乗舟名をば今度船と號す、長門安武郡椿の浦の船頭、孫七、畏申けるは、是は御大慶の順風と存候、その故は、雨は風の吹出て降候、月の出ば雨は止候べし、少はこはく候とも追風なるべきよし、一人申上たりしかば、御本意たるに依て、御感再三に及ぶ、忝御意を懸られ、左衛門尉になさる、將軍仰られけるは、元暦の昔、九郎判官義經、渡邊より大風なりしかども、順風なればこそ渡りつらめとて、雨の止をも御待なくして、御座船出さる、あやうかるべきよし、餘多の船頭申上をば聞、召れずして、一人が申を御許容如何と、内々申輩有けれども、進御道なれば、異見に不及、既御船を出されければ、總而船數大小五千餘艘とぞ聞えし、去ながら其夜御供に出し、舟三千艘には過ぎりけり、月の出汐を待て、室より五十町東なる抄子浦に御舟かゝる、案のごとく雨止しかば、月とともに御座舟走りけり、

〔中國治亂記〕同年〇天文二廿九日、義隆卿〇大ハ、岩永へ被退給、中扱テ小荷駄ヲ岡部才覺シテ、夜

明方ニ千戸崎へ落シ奉ル、此處ニ後子壹岐ト申ス船頭アリ、是ヲ頼ミ、船ヲ才覺シテ皆ノリ玉フ、

〔太閤記〕十三朝鮮陣爲御用意、大船被仰付覺、中

一水手之事、浦々家、百間に付而、十人宛出させ、其手々々之大船に用可申候、若有餘之水手は、至大

坂可相越之事、〇中

一船頭は、見計ひ次第、給米等相定め、可申事、